

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第55条」を「第55条・第55条の2」に改める。

第16条第1項第2号中「新潟社会保険事務局長」を「関東信越厚生局長」に、「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成11年10月20日老発第682号厚生省老人保健福祉局長・保発第144号厚生省保険局長通知）」を「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）」に改める。

附 則（平成30年3月26日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。